

VI Q&A・実務経験期間算定の具体例

1 受験資格等Q&A

申込者からよくある問い合わせ内容や、間違いやすい内容をQ & A形式でまとめています。
受験資格の確認、申込書の記入、実務経験証明書の記入依頼や実務経験の日数・期間の算定などにご活用下さい。

(1) 申込等に関すること

1

Q 「受験申込書」の入力支援フォームとはなんですか。

A Excel 形式の受験申込書のことで、当財団ホームページよりダウンロードし作成できます。受験申込書は入力支援フォーム（Excel 入力式）または要項巻末別添（手書き様式）のどちらか一方を使用して作成してください。

受験申込書は作成後署名欄に自署し「受験用顔写真」及び「受験手数料払込票「A 払込受領書」【原本】」を貼付しその他必要書類と併せて簡易書留郵便で送付してください。
(P.12 ~ 22 参照)

※署名欄に記載のない、または消えるボールペンで署名された「受験申込書」は受付できませんので、必ず自署してください。

入力支援フォームのダウンロードは [こちらから](https://www.fukushizaidan.jp/101caremanager/shiken/)できます。

<https://www.fukushizaidan.jp/101caremanager/shiken/>

2

Q 私は、受験資格に該当する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の生活相談員として、千葉県内の施設で 5 年以上かつ 900 日以上勤務しています。受験申込日現在、東京都在住ですが、受験地はどちらになりますか。

A 設問の場合は、千葉県内で受験資格に該当する業務に従事しているので、千葉県受験となります。
受験地は、受験申込日現在、受験資格に該当する業務の勤務地によって決まります。

東京都受験となるのは、受験申込日現在、①東京都内で受験資格に該当する業務に従事している場合、もしくは、②受験資格に該当する業務に従事していないが東京都在住の場合です。(P.7 参照)

3

Q 私は、看護師として、東京都内にある派遣会社に登録し、神奈川県内の病院に派遣され勤務しています。受験地はどちらになりますか。

A 受験資格に該当する業務を神奈川県内で行っているため、神奈川県受験となります。

(2) 実務経験に関すること

4

Q 私は、介護福祉士の資格を持ち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で身体介護業務に 5 年以上かつ 900 日以上従事しています。この場合、介護福祉士としての受験資格（受験資格コード 111）に該当しますか。

A はい、該当します。介護福祉士の業務は、「専門的知識及び技術をもって、身体上の又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」（社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条）とされています。設問の場合、介護福祉士の資格に基づく直接的な対人援助業務に該当するため、実務経験に算入することができます。

なお、介護福祉士として実務経験に算入できるのは、介護福祉士の資格登録日以降の期間となります。(P.10 参照)

5

Q 受験資格該当業務に令和2年4月1日から令和4年6月20日まで働いた場合、実務経験従事期間は何年何月になりますか？

A 設問の場合、令和2年4月1日～令和4年5月31日までの2年2月となります。
令和4年6月1日～20日までの期間は1ヶ月未満の為、切捨てとなります。

6

Q 私は、看護師として4月1日に病院に採用され勤務していますが、看護師免許証に記載された免許登録日が4月28日の場合、実務経験として、いつから算入できますか。

A 免許証登録日前の期間は算入できません。実務経験として算入できるのは4月28日からとなります。なお、登録日以前から准看護師の資格を持って看護業務を行っている場合については、看護師の免許証と合わせて准看護師の免許証を提出していただくことで、期間算入ができます。

【注意】 受験資格に該当する国家資格等に基づく業務は、すべて資格の登録年月日以降の期間を算入します。

7

Q 私は、看護師として5年間、病院で看護業務を行ってきましたが、その間に1年間育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか。

A 育児休業、病気休業、介護休業等の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。ただし、産前産後休暇は従事期間の算入対象となります。

8

Q 私は、薬剤師の免許を持ち、製薬会社で5年間、医薬品の研究業務を行っています。この場合、受験資格に該当しますか。

A 国家資格を有していても、教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていない期間は、受験に必要な実務経験として認められません。よって、この場合は受験することができません。

なお、薬剤師の業務は、調剤、医薬品の供給等をつかさどること（薬剤師法第1条）とされていますので、薬局での処方箋による調剤業務、薬店での一般用医薬品に対する薬事指導を行う場合に受験資格に該当し、化粧品・雑貨等の販売のみを行っている場合については受験資格に該当しません。

9

Q 私は、栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。この場合、受験資格に該当しますか。

A 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています（栄養士法第1条）。献立作成やメニュー開発、調理業務、食品衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、受験に必要な実務経験として認められません。

10

Q 私は、栄養士の免許を持ち、民間企業の営業部において粉ミルクの商品販売業務を行い、必要によって病院等で調乳方法の指導を行っています。この場合、受験資格に該当しますか。

A 設問の場合、主たる業務が商品販売を目的とした営業業務であって、当該国家資格に基づく本来業務を行っていないため、実務経験として算入することはできません。

11

Q 私は、訪問介護事業所で介護福祉士として勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によって身体介護も行っています。この場合、実務経験として算入できますか。

A 生活援助は介護福祉士の実務経験に該当しません。申込者の主観ではなく、業務報告書などの客観的資料により身体介護業務として証明できる日のみを計上してください。

12

Q 私は、都内に多数営業所を開設している民間のマッサージサロンで、あん摩マッサージ指圧師として勤務しています。この場合、受験資格に該当しますか。

A 勤務しているマッサージサロンが管轄保健所に、あん摩マッサージ指圧の施術所として届出を行っている場合は、受験資格に該当します。受験申込みの際には、実務経験証明書の他に、「施術所開設届」の写し（保健所の収受印が押されたもの）を添付してください。

13

Q 私は、複数の訪問介護事業所で介護福祉士として勤務していますが、この場合、従事期間及び従事日数の取扱いはどうなりますか。

A 同一の期間内に複数の事業所で勤務（かけもち）しているような場合には、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数は算入することができます。

ただし、1日に2か所で勤務しているような場合の従事日数は1日としてしか算入されません。同一の期間内に複数の事業所で勤務している場合は「従事日数内訳証明書」(P42)をそれぞれの事業所から証明してもらい「実務経験証明書」とあわせて提出してください。重複して勤務している日を確認した上で、従事日数を確定します。

14

Q 私は、保健師の資格を持ち、区役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしています。受験資格に該当しますか。

A 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験資格に該当しません。

15

Q 受験申込みにあたり、これまでの実務経験全てを申告する必要はありますか。

A 受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、全ての実務経験を申告いただく必要はありません。

16

Q 介護職員初任者研修の資格をもって特別養護老人ホームで介護職として身体介護業務に4年かつ800日従事し、途中で介護福祉士の資格を取得し、資格登録日以降引き続き1年かつ200日従事しました。この場合、受験資格に該当しますか。

A 該当しません。算入できる当該業務従事期間は、介護福祉士の資格登録日以降の期間です。資格登録日以降、5年かつ900日以上従事された時点で受験資格に該当します。

17

Q 私は、介護福祉士取得後、病院で看護補助（介護）業務に5年以上従事しています。受験資格に該当しますか。

A 病院等において看護補助の業務に従事している場合であって、その主たる業務が介護等の業務である場合は、実務経験として算入できます。ただし、ベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務、透析治療や血圧測定補助など医療業務補助は、受験資格に該当しません。業務内容等を確認してお申し込みください。

(3) 提出書類に関すること

18

Q 私は、資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なっています。どうしたらよいですか。

A 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本の原本（6か月以内発行のもの）を添付してください。（P.13 参照）

19

Q 勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすればよいのですか。

A 事業所が廃業しても法人が継続している場合は、法人に実務経験証明書の発行を依頼してください。

法人が廃業した場合でも、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明してもらえる場合は、以下の①～②の書類を提出していただくことで、実務経験として算入できる場合があります。

① 実務経験証明書（保管書類を元に当時の責任者等に作成してもらってください。）

② 事業所の存在及び証明者を確認できる書類（公的機関に提出した事業所の「開設届」「廃業届」等）
※②は、受験申込者、証明者以外の個人情報に該当する部分は塗りつぶしていただいて結構です。

※施設や病院等が閉鎖、廃業してしまった場合であっても、上記と同様です。

※東京都内の「介護保険法」又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定事業所に勤務していた方については、②は不要です。

※不明な点については、受験申込前にケアマネ試験担当までお問い合わせください。

20

Q 看護師の合格通知があるので、これを免許証に代えて提出しても大丈夫でしょうか。

A 看護師免許は、「看護師籍」に登録された時点で資格を取得したことになりますので、合格通知では認められません。登録後の免許証の写しを必ず提出してください。免許証に裏書きがある場合には、両面ともコピーをして、必ずその部分も提出してください。他の国家資格等も同様です。

21

Q 私は個人開業で鍼灸院を営んでいます。実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

A 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて、保健所等が発行する開業許可証、開設届等（開設地及び開設年月日のわかる書類）の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と被証明者（受験者）が同一の場合は、都道府県知事や区市町村長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

22

Q 私は、介護福祉士として介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で介護業務に3年間従事したあと、異動により生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。勤務先は同じですが、実務経験証明書は2枚必要ですか。

A 同一施設内で職種変更があった場合は、実務経験証明書の備考欄に、職種名・その職種における従事期間・従事日数・職務内容が詳細に記載されていれば1枚の実務経験証明書でかまいません。ただし、同一法人・同一会社内であっても、複数の施設・事業所等を異動している場合は、お手数ですが、それぞれの施設・事業所ごとに実務経験証明書を作成してください。

Q

私は、申込時点では従事日数が不足しているのですが、いつまでの実務経験を算入することができますか

A

受験に必要な実務経験は試験日の前日まで算入可能です。申込みの時点では、「実務経験見込証明書」を提出し、受験資格に必要な従事期間及び従事日数を満たした時点で、速やかに確定した「実務経験証明書」を簡易書留郵便にて提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、ご注意ください。

(提出期限は、令和5年10月16日(月)※当日消印有効です。)

Q

介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか。

A

再発行の手続きを行ったことがわかる証明書を添付してください。例えば、再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類(受理証等)の写しです。

なお、試験は『見込み』での受験申込みになりますので、登録証が届きましたら、すみやかに、その写しを簡易書留郵便にて提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、ご注意ください。

(提出期限は、令和5年10月16日(月)※当日消印有効です。)

(4) 実務経験証明書提出の省略(省略受験)に関すること

Q

私は、省略受験で受験申込みをしようと思いますが、提出書類は「受験申込書」だけでよいですか。

A

いいえ。省略受験で受験申込みの際、省略可能な書類は「実務経験証明書」及び「その内容確認等に必要な添付書類」(P.16 参照)のみです。よって省略受験者であっても、「受験申込書」とともに、「免許証」等の必要添付書類(P.17 参照)は提出してください。

Q

私は平成29年度に東京都介護支援専門員実務研修受講試験を受験しました。令和5年度の試験で実務経験証明書を省略(省略受験)することができますか？

A

令和5年度の省略受験が可能な方は、過去に提出した実務経験証明書の内容が以下の①または②のいずれかに該当する場合があります。

① 国家資格等(P.10 参照)取得後の実務経験期間及び日数が5年以上かつ900日以上である場合

② 相談援助業務(P.11 参照)の実務経験期間及び日数が5年以上かつ900日以上である場合

※令和元年度の再試験辞退者及び再試験当日の欠席者は「省略受験」となります。

※平成29年度の試験をもって、受験資格の経過措置期間は終了しました。

【注意】※以下①～④の方は実務経験証明書の提出の省略はできません。

①過去に東京都で当該試験を受験後、提出書類の虚偽記載等により「無効」となった方

②過去に東京都で当該試験を「見込」で申込み、「見込確定書類」の未提出等で「無効」となった方

③過去の受験地が東京都以外で、東京都に「実務経験証明書」を提出したことのない方

④過去に提出した実務経験の内容が経過措置内容を含み、必要な実務経験期間及び日数を満たし受験していた場合

※実務経験証明書の提出を省略した場合でも、過去に提出していただいた実務経験証明書を元に資格審査を行います。審査で疑義等が生じた場合は、実務経験証明書その他必要書類を再度提出していただく場合があります。

27

Q 過去に提出した実務経験証明書の内容が介護福祉士を取得する前の実務経験が2年、介護福祉士取得後の実務経験が3年の場合は、介護福祉士取得後の期間が5年以上あることが確認できる実務経験証明書を再度、提出することになりますか。

A 設問の場合、今年度の受験資格要件を満たさないため、再度介護福祉士取得後の5年以上900日以上を満たす実務経験証明書の提出が必要になります（新規受験となるため、取得前の2年分の実務経験証明書ではなく、5年分すべての実務経験証明書をご提出ください。）。

28

Q 私は昨年度、東京都で受験しましたが、同じ法人内で異動となり、申込時点の勤務地（受験資格該当業務に従事）は神奈川県です。東京都で省略受験はできますか。

A 申込時点での勤務先（受験資格該当業務に従事）が神奈川県の場合、受験地要件を満たさないため、東京都で受験はできません。神奈川県で新規に受験手続を行ってください。

29

Q 私は昨年度他県で受験しましたが、現在東京都で勤務しているため、今年度の受験地は東京都となります。昨年度の他県の不合格通知の添付で東京都において省略受験をすることはできますか。

A 他県で受験した際の不合格通知では、東京都で省略受験をすることはできません。必ず「実務経験証明書」や「免許証」等の必要書類を添えて申込みをしてください。（P.13～22 参照）

(5) その他

30

Q 受験申込後、婚姻により姓及び住所が変更になりました。届出は必要ですか。

A 受験申込後に氏名、住所、勤務先等の変更が生じた場合は、「記載事項変更届」（P.43の様式）を提出してください。氏名変更の場合は、その経過がわかる戸籍抄本（原本）も添付してください。

31

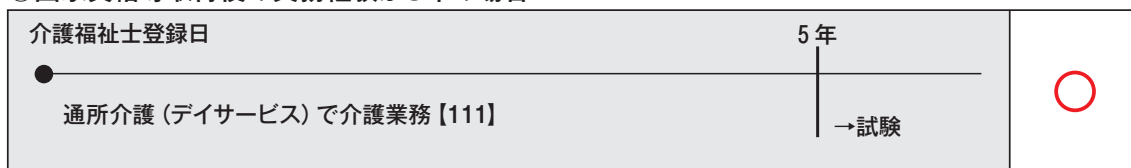
Q 受験手数料を払込後、受験資格を満たしていないことが判明しました。受験申込みは、まだしていません。受験手数料は返還してもらえますか。

A 当財団ケアマネ試験担当まで連絡をしてください。
受験手数料払込票「A 払込受領書【原本】」を提出いただける場合のみ、返還可能となります。（P.3 参照）

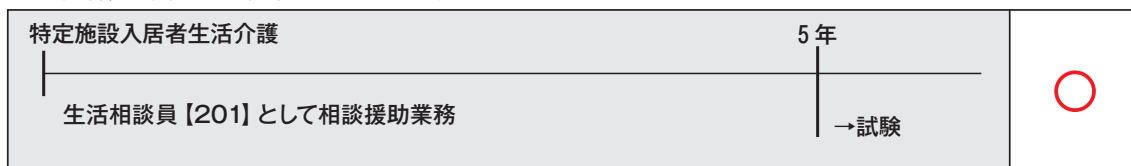
2 実務経験期間算定の具体例

【実務経験期間5年以上を満たすケース】

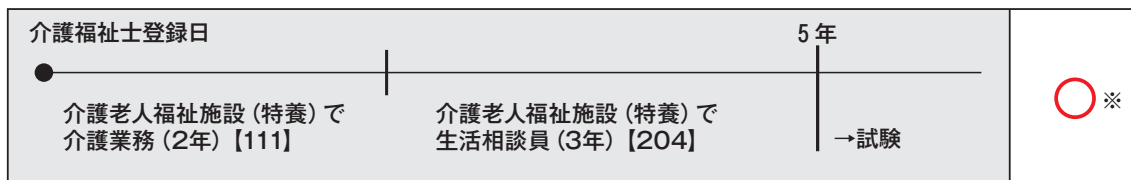
○国家資格等取得後の実務経験が5年の場合



○相談援助業務の実務経験が5年の場合



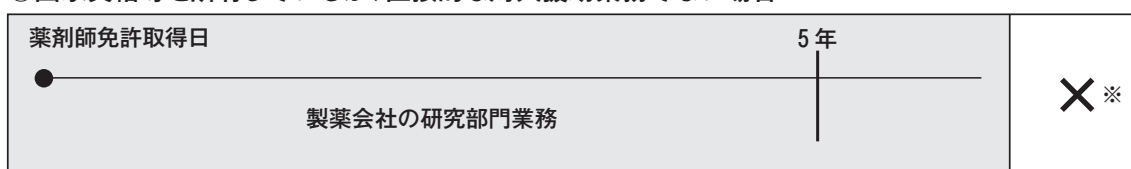
○複数の受験資格対象業務を合算した実務経験が5年の場合



※受験資格対象業務同士であれば実務経験の合算が可能

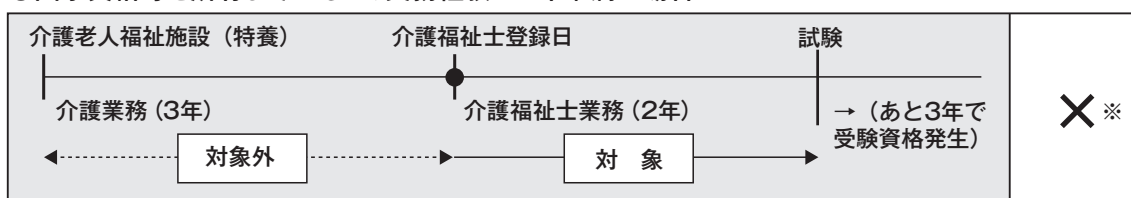
【実務経験期間5年以上を満たさないケース】

○国家資格等を所有しているが、直接的な対人援助業務でない場合



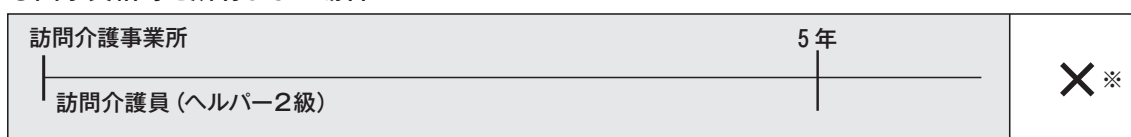
※直接的な対人援助業務でない、研究業務は対象外

○国家資格等を所有しているが、実務経験が5年未満の場合



※介護福祉士取得前の期間は対象外

○国家資格等を所有しない場合



※介護業務で受験する場合は介護福祉士登録日以降の実務経験に限ります。